

事務事業評価の評価結果について（平成29年度の事業に対する評価）

健康福祉部

評価：4＝できている 3＝概ねできている 2＝課題克服が必要 1＝未着手状況

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成29年度）					事業の評価		所管課長等による評価			
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成30年度以降の事業の方向性	所見	
福祉政策課	社会福祉事務所管理運営事業	社会福祉事務所の管理運営に関わる事務予算及び各福祉事業の事務等の調整を行うことにより、効率的な事務執行及び円滑な事業の推進を図ることで、市民福祉・地域福祉の向上に努めます。	効率的な事務執行	福祉事務所における各種事業経費に直結しない管理運営に係る経費の縮減が事業の成果であると考えられる部分もありますが、各事業の量から影響を受ける部分もあり、事務所全体の業務の状況に応じて、効率的な事務執行を図ることが事業の目標であると考えられます。				効率的かつ合理的な事務の執行による福祉事務所の円滑な運営	社会福祉事務所の円滑な運営ができました。	4	社会福祉事務所における事務及び予算等の調整、執行を適正に行い、効率的な事務執行及び円滑な事業の推進ができました。	現状維持	事務及び予算等の調整、執行を適正に行うことにより、効率的な事務執行及び円滑な事業推進を図ります。
福祉政策課	社会福祉施設等管理運営事業	高齢者、身体障害者、母子寡婦などの健康及び福祉の増進並びに教養の向上を図るために設置している社会福祉施設において、効果的、効率的な管理運営を行い、施設利用者のサービスに努めます。	施設の利用者数	施設の設置管理についての成果は、多くの市民が利用していただき各施設の利用目的とするところに寄与することにあるため、当該施設の利用数を成果指標とし数値目標を設定します。	144,000人	117,913人		津市北部市民センターにおいて利用者は減少しましたが、津市西部市民センター、津市ふれあい会館の利用者についてはほぼ横ばいでした。 両市民センター老人福祉センターにおける機能回復訓練室においてあわせて約2,200人利用者が減少しましたが前年と比べて減り幅は縮小しています。	4	社会福祉施設全般において、利用者は減少傾向にありますが、地域住民の交流の場としての役割があり、市民の健康の保持・増進、教養の向上及び福祉の増進を図るための事業が推進されています。	拡充・充実	各施設ともに、経年に伴う施設の老朽化による大規模修繕が必要になってきており、設備備品も含めた計画的な修繕・工事計画を検討し、地域住民が利用しやすく、喜んでいただける施設の維持又は改善に心がける必要があります。	
福祉政策課	地域福祉推進事業	地域における福祉活動の推進を図るため、津市社会福祉協議会及び福祉団体への支援を行うとともに、公助の役割として自助・共助の仕組みづくりを支援します。	各団体の活動状況及び地域福祉取組状況	各団体の事業計画に基づく活動の遂行並びに津市地域福祉計画に沿った地域及び行政等の取組				各団体に対して助成を行うことにより、津市地域福祉計画に沿った地域福祉の推進を図ります。	津市社会福祉協議会及び各団体の活動実績及び活動状況を検証しました。	4	津市社会福祉協議会及び各団体の活動を支援するために補助金を交付するとともに、津市社会福祉協議会及び各団体等との連携を図り、地域福祉の推進を図りました。	拡充・充実	地域福祉の推進に当たり、津市社会福祉協議会及び各団体への支援を継続するとともに、津市社会福祉協議会及び各団体等との連携の充実を図り、地域福祉推進体制の強化に取り組みます。
福祉政策課	臨時福祉給付金給付事業	平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられたことに伴い、所得の低い人への経済的負担を考慮し、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給します。	円滑な給付金の支給	制度の趣旨を鑑み、円滑に給付金を支給します。				円滑に給付事務を執行します。	窓口における受付事務、電話等による問合せに対する対応、及び支給に係る円滑な事務執行を行うことができました。	4	消費税率引上げの影響等を踏まえ、低所得の住民に与える負担の影響に鑑み、低所得の住民に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金の支給を実施することができました。	廃止	臨時福祉給付金の制度が終了したため、国への補助金返還手続き等を適切に行います。
福祉政策課	災害救助関係事業	災害及び火災により被害を受けた市民に対し、災害見舞金、災害弔慰金等を支給することにより、市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とします。	適切かつ円滑な事業の実施	災害の発生に伴う事務のため、対象となる災害及び被害状況が判明した後、適切に、かつ、できる限り迅速に対応を行うことが、被災者に対しての事業の成果であると考えられます。				災害発生時において迅速に対応します。	災害見舞金等を早急に支給するよう努めました。 年末年始及びゴールデンウィークにおいては、当番制により緊急時に備えました。	4	津市災害見舞金等の支給に関する条例及び同規則に基づき、災害を受けた市民に対し迅速・適正に処理しました。	現状維持	津市災害見舞金等の支給に関する条例及び同規則に基づき、災害を受けた市民に対し迅速・適正に処理を進めます。

健康福祉部

評価：4＝できている 3＝概ねできている 2＝課題克服が必要 1＝未着手状況

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成29年度）						事業の評価		所管課長等による評価	
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成30年度以降の事業の方向性	所見
福祉政策課	災害援護資金貸付事業	災害救助法の適応を受けた自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金の貸付けを行うことにより市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とします。	適切かつ円滑な事業の実施	災害発生に伴う事務のため、対象となる災害及び被害状況が判明した後、適切かつ、できる限り迅速に対応を行うことが、被災者に対する事業の成果であると考えられます。			災害発生時において適切かつ迅速に対応します。	対象となる災害の発生はありません。	3	平成28年度は対象となる災害が発生しておらず貸付け実績はありませんが、災害発生時に必要な対応について確認を行っています。	現状維持	平成29年度は貸付け実績がありませんが、いつ起こるか予想がつかない自然災害による被害に対する貸付制度であり、対象となる災害発生時に適切に事業が実施できるよう、日頃から事業の実施方法についての確認に努めます。
福祉監査室	福祉監査事業	公共性の高い社会福祉法人が、定款、法令等を遵守した健全な運営をすることにより、利用者が安心して適切なサービスを受けることができるようにすること。	健全な経営を行う社会福祉法人の割合	事業の目的を踏まえ、指導監査の結果、利用者等に影響を及ぼすような重大な改善事項がなく、健全な運営が見込まれる社会福祉法人数の割合（第1号法定受託事務に係る処理基準上の改善事項がなかった法人数が指導監査実施法人数に占める割合）を指標として設定します。	80%	100%	重大な改善事項がなかったことから目標値を上回ることはできましたが、（比較的軽微な）指摘事項が195件（1法人平均12件）となるなど、例年と比較して大きく増加しています。社会福祉法人制度改革が本格実施となり、法人の組織運営体制が大きく変わったことが主な要因となっています。	4	計画どおりに指導監査を実施し、必要に応じて改善指導を行ったことにより、社会福祉法人の健全な運営の確保に寄与することができました。なお、平成29年度に社会福祉法人制度改革が本格実施となり、法人の組織運営体制が大きく変わったことから、これに関連する事項を重点項目として指導監査を行うとともに、当該監査における主な指摘事項を「社会福祉法人指導監査における主な指摘事項一覧（平成29年度実施分）」として取りまとめ、所管する全社会福祉法人への周知を図りました。	拡充・充実	平成29年度に社会福祉法人制度改革が本格実施となったことから、所管する39法人のうち16法人に対し法人の組織運営体制を重点項目として、指導監査を行いました。残る23法人については、同制度改革後、指導監査が未実施となっているため、引き続き当該項目を重点項目として指導監査を行います。なお、平成30年度については、会計管理面における指導監査の充実及び職員の知識向上を図るため、新たに指導監査等支援業務委託を導入します。	
子育て推進課	公立保育所管理運営事業	保育を必要とする乳幼児が、保育所での生活を通して小学校就学前の基礎を築きあげることができるための保育の実施と保護者への就労等支援を行います。	公立保育所利用児童数	公立保育所の定員に対する月平均利用児童数を考察することで、児童福祉の充実や保護者の就労支援の状況を検証します。	2,555人	2,435人	保育所によっては、目標値（定員）を上回る児童を保育するなど、保育が必要な児童の福祉の向上を図るとともに、保護者の就労支援に貢献できました。	3	公立保育所を利用する児童数に応じた適正な保育士配置や施設の維持管理を行い、利用児童への保育内容の充実、保育環境の向上に努めることができました。しかし、利用希望児童の増加により、保護者が希望する保育所を限定した場合、定員や保育士配置状況等により利用待ちとなることがあり、また、年度途中には保育所を利用できず待機となる児童が発生しており、利用希望児童数を動員した施設、保育士の確保が課題となっています。	拡充・充実	民間保育所などを含めた就学前児童への教育・保育施設が提供体制等の確保や充実を図りつつ、公立保育所が担うべき保育の在り方などを整理しながら保護者ニーズにこたえることで、児童福祉の一層の充実や保護者の就労支援に引き続き寄与するとともに、平成27年3月に策定した、津市子ども・子育て支援事業計画に基づき、総合的な子ども・子育て支援の推進体制等を構築します。	

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成29年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成30年度以降の事業の方向性	所見
子育て推進課	保育所一般管理事業	保育所職員の研修機会の充実により職員の資質向上を図るとともに、保育事務の電算委託等により保育事務の効率化を進めます。また、外国語通訳担当員の配置により、外国籍の児童や保護者との意思の疎通を図ります。	保育所職員の資質向上	保育所職員への専門的な研修の実施内容を考察することで、職員の資質向上の機会の充実が図られたかを検証します。			研修内容の充実 ・保育所職員研修 ・障害児保育研修 ・給食関係研修 ・保健・安全研修 ・保育リーダー研修 ・施設長研修 ・保幼合同研修	公・私立保育所職員を対象に、職員研修や障がい児保育、給食関係研修など保育所運営全般に関わる研修を実施し、職員の資質向上に寄与することができました。	3	保育士に対する専門的な研修を行うことで資質の向上に努めるとともに、保育事務及び利用者負担額の徴収に関する事務の効率化を図ることができました。 また、特に公立の幼保連携型認定こども園の設置に向けた職員研修への取り組みを充実させました。 今後はさらに、保育所運営面での諸課題を分析し、職員の資質向上及び事務の効率化に努めるとともに、当該こども園の基本となる幼児教育・保育に関するカリキュラムなどの作成や研修機会の充実を図る必要があります。	現状維持	保育所職員研修を実施することにより保育所職員の資質の向上をさせることができました。 今後も保育所職員研修の継続させるとともに、事務の効率化を進めることにより、ソフト面での保育環境の整備を図っていきます。
子育て推進課	民間保育所等運営事業	保育を必要とする乳幼児が保育所等での生活を通して小学校就学前の基礎を築きあげることができるよう、必要な保育の提供と保護者への就労等支援を行います。 また、民間保育所等における地域子ども・子育て事業を促進します。	民間保育所利用児童数	民間保育所等の定員に対する月平均利用児童数を考察することで、児童福祉の充実や保護者の就労支援の状況を検証します。	3,697人	3,718人	目標値（定員）を上回る児童を保育するなど、保育が必要な児童の福祉の向上を図るとともに、保護者の就労支援に貢献できました。	3	民間教育・保育施設に対し保育費用の負担（施設型給付費等の支給）を行うとともに、延長保育や一時保育等を実施する教育・保育施設に対して補助金を交付することで、入所児童に対し適正な保育環境を提供するとともに保護者の就労等の支援を行うことができました。また、これまで実施してきた処遇改善費の支給については、新たに保育士のキャリアアップ支援を通じた処遇改善等加算Ⅱが創設され、これにより一層の賃金改善につなげることができました。民間教育・保育施設等の利用児童数は年々増加しており、保護者が希望教育・保育施設を限定した場合には、定員や保育士等の配置等から利用できない状況もあり、今後も引き続き利用希望児童数等を勘案した事業の推進が必要となっています。	拡充・充実	民間の特定教育・保育施設等に対し施設型給付費等を支払うとともに、延長保育や一時保育等を実施する保育所等に対して補助金を交付することで、利用児童に対し適正な保育環境を提供するとともに保護者への子育て支援や就労等の支援を行うことができました。 また、これまでも保育士等職員の処遇改善に取り組み民間保育所等へ、施設型給付費等を通じて加算給付を行っていましたが、今年度より創設された処遇改善等加算Ⅱに基づき、保育士のキャリアアップ支援を通じた更なる加算給付を行うことにより、より一層の賃金改善につなげることができました。	

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成29年度）						事業の評価		所管課長等による評価	
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成30年度以降の事業の方向性	所見
子育て推進課	保育所施設整備事業	保育所等利用希望児童数等を勘案した民間保育所等の建設補助や公立保育所の老朽化等に伴う整備・修繕を行うなど、利用児童の保育環境の向上を図ります。	保育環境の向上度	施設の建設や修繕に要する経費の計上で、保育所入所児童の保育環境の向上が図られたか検証します。			施設整備や建設による保育環境の向上を図ります。	公立認定こども園整備に係る施設整備、設計業務委託及び民間保育所施設整備補助に取り組みました。	3	津みどりの森こども園の施設整備を完了しました。また、白塚愛児園の増改築工事等、7施設の施設整備事業への財政支援を行いました。これらにより、各地域における保育提供量の拡充を図ることができました。 今後も、津市子ども・子育て支援事業計画に掲げた、残り2か所の公立の幼保連携型認定こども園の設置に向けた取り組みを進めるとともに、待機児童解消及び保育利用環境の改善を図るため、民間の社会福祉施設等が行う施設整備事業への支援を通じ、保育提供量の拡大への取組を進めます。	現状維持	公立・民間保育所等の施設を整備することにより、定員枠の拡大や保育環境の向上を図るとともに、今後も引き続き建築年数の経過した施設の整備等に取り組みます。 また、公立の幼保連携型認定こども園の整備（5か所）のうち残り2か所の取組を進めます。
子育て推進課	病児保育事業（旧：病児・病後児保育事業）	保育所へ通所中の児童等が病氣中又は病気の回復期にあり、集団保育が困難な期間において、病院・診療所、保育所等に併設された施設で一時的に保育及び看護を行うことにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上を図ります。	病児・病後児保育事業の周知及び検証	事業の周知を図るとともに利用者の視点で検証し、更に支援拡充に努めます。			病児・病後児保育事業の実施と拡充	子どもが病気の際、保護者の子育てと就労の両立を支援することができました。	3	市内2か所（津病児デイケアルーム「ひまわり」、津病後児保育室「HUG」）において、病児・病後児保育を実施し、子どもが病気や病気の回復期にある場合の保護者の就労や育児支援に寄与することができました。引き続き、事業のさらなる充実に取り組みするとともに周知に努め、子育て家庭を支援していきます。	拡充・充実	保育が必要な子どもが病気や病気の回復期にある場合の保護者の就労や育児支援に寄与することができました。引き続き事業の周知に努めるとともに、津市子ども・子育て支援事業計画に基づき、総合的な子育て支援の推進体制のもと事業の充実を図ります。

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成29年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成30年度以降の事業の方向性	所見
子育て推進課	子ども・子育て支援事業	地域の子育て力を高め、子どもを安心して産み、育てることができる環境の整備を図るため、少子化対策や子育て支援に関する事業を行っていきます。	津市子ども・子育て支援事業計画の検証	平成27年3月に策定された「津市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、目標が達成されたかを検証していきます。			少子化対策に関する事業事業計画の進捗状況の考察	子ども・子育て会議の運営、少子化対策事業（津市出会い応援事業、津市少子化対策地域支援活動事業）及び地域子育て支援拠点事業を実施することができました。	3	平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が施行され、子ども・子育て会議において、「津市子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況に係る意見聴取を行い、新制度のもとで子どものための教育・保育給付などについて市民への周知に取り組むことができました。 また、少子化対策事業として、市職員によるプロジェクトチームを設置し、企画からイベント運営まで行った出会い応援事業においては、2回（計3部）の婚活イベントを開催し、それぞれ定員を上回る参加応募があり、合わせて7組のカップリングにつながりました。 さらに、子育て支援センターとして28年度に引き続き、2か所（保育所併設等を除く）において子育て親子の居場所や子育て相談などの支援を提供することができました。	拡充・充実	平成27年3月に策定した「津市子ども・子育て支援事業計画」が平成31年度で終期を迎えるのに伴い、次期計画の策定に着手する。それに合わせ、津市子ども・子育て会議委員の委嘱（第3期）を行い、幅広い意見を聴取できるよう体制を整えます。 平成26年度から着手した少子化対策に関する事業については、内容の充実を図りながら引き続き推進します。 子育て支援センターについても引き続き、2か所（保育所併設等を除く）において子育て親子の居場所のや子育て相談などの支援を提供するとともに、市内の支援センターの質向上を図ります。
こども支援課	児童手当等給付事業	児童手当法等に基づき中学校修了前までの児童を養育する人に「児童手当」を支給し、また、児童扶養手当法に基づき、父又は母と生計を同じくしていない18歳未満の児童（障害のある場合は20歳未満の児童）を養育する母子家庭・父子家庭等に「児童扶養手当」を支給することにより、子育て家庭の生活の安定を図り児童の健全育成を促します。	児童手当及び児童扶養手当給付	各手当法に基づいた適正な給付を行っておりますが、給付要件に該当する対象者が流動的で総数の把握が困難なため、指標設定は難しいものと考えます。			給付対象者に広く周知し、給付要件に基づく適正な手当支給を行います。	広報、HP等による受給資格の案内により広く周知を図っており、概ね達成できています。	4	受給者の認定、手当の支払、補助金の申請等の業務は正確にできている。	現状維持	法令等の改正があれば、迅速かつ正確に対応する。
こども支援課	母子父子寡婦等、婦人保護事業	母子家庭や父子家庭（法改正により平成25年4月1日から対象）に就業支援や経済的支援のための給付金を支給することで、母子家庭等の自立を促進します。 また、配偶者の暴力や家庭、職場での悩みなど、女性からの相談に応じ支援や助言を行うことで、日常生活の安定を図ります。	母子自立支援プログラム策定事業就職者率	母子自立支援プログラム策定数に対する就職者数を考察することで、母子家庭等の自立度を検証します。	60%	33%	児童扶養手当受給者の就業支援を行い、自立を促します。	数値目標には届かなかったが、プログラム策定件数は前年度10件から30件へと大幅に伸びました。策定者のより安定した生活のため、引き続き就業支援に取り組めます。	3	30件の相談中10件が新たな就労に結びつきました。 津公共職業安定所との連携を図り、より安定した生活のための就業支援に取り組めます。 また、看護師等の就業に有利な資格を取得するための養成機関に在籍する間の生活の補助となる高等職業訓練促進給付金については、対象者が10件と大幅に増加したことから、制度の周知について引き続き取り組んでいきます。	現状維持	ひとり親家庭の生活の安定を図るため、各種支援制度の情報が必要な人に届くよう、様々な方法で周知を図ります。

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成29年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成30年度以降の事業の方向性	所見
こども支援課	子育て支援対策事業	すべての子どもたちは、生まれながらにして自分自身を高め、自分自身を成長させる力を持っています。 親をはじめとする大人が、この子育てを信じ、子ども社会のなかで子ども同士が育ち合うのを見守るとともに、子どもと対等な社会の一員として向き合い、子どもの権利を尊重して、一緒にまちづくりを行います。 その子育てを育む家庭の支援、家庭を支える地域の力を高めるとともに、社会環境の改善を進め、「子育て支援のまちづくり」を実現します。	すべての子どもの途切れない支援	子どもの自己肯定感（H26年度/小学生低学年52%以上、小学校高学年36%以上、中学生20%以上） 子育てを楽しんでいると思う保護者（H26年度/就学前児童70%、小学校児童65%）			子育て支援のまちづくりを推進します。	児童虐待未然防止のための養育支援訪問等の実施	4	子育て支援のネットワークづくり、子育て広場の支援者交流会・研修会、子どもの一時預かり事業、児童虐待対応及び要支援家庭のサポートの実施などを行いました。	現状維持	次世代育成支援行動計画（計画期間平成22～26年度）の計画期間が終了しているが、引き続き「子育て支援のまちづくり」をめざし、子育て支援、家庭支援、発達支援等の各事業を体系的に実施し、支援の質を高めま
こども支援課	児童館運営事業	児童福祉法第40条に基づく児童厚生施設である児童館で、各種行事や地域活動を行い、子どもたちが遊びを通して自主性・社会性・創造性を身につけることを目指します。	地域における子どもの健全な遊び場の提供	児童館でのさまざまな行事や地域との交流を実施・充実し、地域における子どもの遊び場を提供します。			児童館でのさまざまな行事や地域との交流を通して子どもの育成を図り、地域における子どもの遊び場を提供します。	地域における子どもの遊び場として、各種イベント等を通じて子どもの育成を図ります。	3	児童の遊び場、各種イベント等を通じた交流の場としての機能を果たすことにより、子どもの健全な成長に寄与することができた。今後も地域児童の健全な遊び場として、様々な行事や地域活動を提供していくとともに、児童館間で情報交換や課題を把握し、更に工夫・充実した事業を行っていきます。	拡充・充実	地域児童の遊び場、交流の場として、引き続き児童館の運営を行っていきます。 まん中こども館については、子どもが主体となって活動する拠点となるとともに、子どもに関わる施設・機関や子ども支援の事業の発信拠点となるよう積極的に取り組んでいきます。
こども支援課	発達支援事業	発達に課題がある子どもに対して、その子どものニーズに応じた適切な支援が行えるように、保育所・幼稚園・学校等の現場においてアセスメント方法及び具体的な支援方法を助言することによって支援者のスキルアップを図ります。また、発達支援に関わる総合的な専門相談窓口としての保護者に寄り添う対応を充実するとともに、事業方針や事業内容の検討や体制の整備を図り、さらに児童発達支援センターにおいて療育の充実を図ります。	子どものニーズに応じた支援の拡充及び療育事業の推進	子どものニーズに応じた適切な支援が行えるよう保育士、幼稚園・小中学校教諭のスキルアップを図るとともに、発達に関する総合的な専門相談窓口としての充実、事業方針や事業内容の検討と体制の整備、さらに療育の充実を図ります。			子どものニーズに応じた支援の拡充及び療育事業の推進	子どもの観察、保護者の面談を通して個に応じた支援を行うとともに、津市児童発達支援センターの療育事業の一層の充実を図ります。	4	保護者に対しての面談や子どもの観察を通しての助言を実施することで、子どもの姿の変化に気づき、発達に課題があっても適切な支援を受けることで子どもは成長することを実感してもらい、前向きな育児を支えることができました。また早くから発達に課題がある子どもへの気づきを持ち、その対応について、保育所・幼稚園・小学校等からの巡回相談希望は継続してあり、巡回相談を通して子どもの特性に応じた具体的な支援方法についての助言を行いました。 津市児童発達支援センターにおいては、利用者の増加に対応し支援内容の充実を図りました。	拡充・充実	こども支援課としては発達支援の相談窓口として定着をしてきており、引き続き発達支援の総合窓口として福祉サービス等を利用される前から子どもおよび保護者との関係づくりを大切に、他機関と連携を図りながら途切れなく支援していくことが求められている。また、津市児童発達支援センター「つうぽぽ」において、今後も利用者の増加とともに支援が多様化するため、専門職の人材育成など利用者に満足いただけるような整備体制を図ります。

健康福祉部

評価：4＝できている 3＝概ねできている 2＝課題克服が必要 1＝未着手状況

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成29年度）						事業の評価		所管課長等による評価	
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成30年度以降の事業の方向性	所見
こども支援課	児童母子福祉事業	経済的困窮や配偶者からの暴力等の理由により生活の自立が図れない母子家庭等に対して、自立を支援するために母子生活支援施設や助産施設への入所措置等を行うことにより、母子の自立を支援するとともに福祉の向上を図ります。	母子生活支援施設等措置率	経済的困窮者やDV被害者で、母子生活支援施設等に措置が必要な者を適正に措置するものであるため、指標設定にはひざわしくないものと考えます。			措置の必要性を見極め、適正に措置をします。		4	経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて助産を受けさせ、また、母子生活支援施設に保護した経済的困窮者やDV被害者である母子家庭等に対して、適切な支援を行うことができました。	現状維持	経済的困窮者等からの相談やDV被害者の支援など緊急的なものに対して、母子生活支援施設等へ入所措置を行うなど、今後も適切に対応します。
高齢福祉課	任意事業	一般の高齢者等を対象として、高齢者の生活支援、家族支援等を行うことにより、広く介護予防につながる事業を展開していきます。	任意事業	細目事業が複数あり、本事業は当該細目事業の集約であることから定性的な目標とするものです。			第7次高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の策定により実施します。	第7次高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画に基づき概ね実施できました。	4	介護者の心身の負担軽減や経済的負担の軽減により、高齢者の在宅生活の継続向上を図ることができました。	現状維持	徘徊高齢者家族支援サービス事業や成年後見制度事業といった高齢者の生活向上や維持することができ、今後も継続して事業を展開していく必要があります。
高齢福祉課	高齢福祉推進事業	高齢者が地域住民、地域の子ども等様々な世代間交流を図り、また、高齢者の豊かな経験による個性や能力を活かし、地域の中で心豊かに生きがいを持って暮らすことのできるよう、多様な活動機会の提供や地域活動の促進を図ります。	高齢福祉推進事業	高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づく実施状況を捉えることにより、進捗状況を指標とします。			第7次高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画に基づき実施します。	第7次高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画に基づき実施しました。	4	各事業の対象要件や事業内容等に違いがあるものの、高齢者等に対する生活支援サービスを適切に提供してきていることから、概ね計画に即した事業展開を図ることができました。 また、今年度から高齢者外出支援事業を開始し、大きなトラブルもなくスムーズに実施することができました。	拡充・充実	緊急通報装置設置事業や配食サービス事業を行うことにより高齢者の生活維持や向上を図ることができ、今後も継続して事業を展開していく必要があります。 平成29年度から始まった高齢者外出支援事業は各出張所での臨時窓口設置など、今後も利用される方の立場から事業の推進に努めます。緊急通報装置設置事業については、平成30年度に前回の契約が終了することに伴い、機器の拡充や利用要件の拡大を図ります。
高齢福祉課	地域ケア推進事業	地域における介護予防や相談業務、また、地域での活動を支援することにより、福祉の増進を図ります。	地域ケア推進事業	高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づく実施状況を捉えることにより、進捗状況を指標とします。			第7次高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画に基づき実施します。	第7次高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画に基づき実施しました。	3	敬老事業や老人クラブ助成事業等概ね事業が遂行でき、今後も継続する必要があります。 また、敬老事業は「敬老事業在り方検討会」の提言に基づき対象者を平成29年度から1歳ずつ引き上げ、2021年度以降は75歳以上とする。また、実施主体である地区社会福祉協議会活動支援助成金を創設し、今後継続して敬老事業が開催できるよう図りました。	拡充・充実	敬老事業は、平成29年度に創設した地区社会福祉協議会活動支援助成金について、事業実績等から、平成30年度より1地区社会福祉協議会あたりの助成金を見直し、支援の充実を図ります。 また、老人クラブ連合会は、これまで各地域をまとめていた4つの老人クラブ連合会が合併したことにより、より相互の連携を取り、交流が図れるよう支援をしていきます。
高齢福祉課	老人ホーム	環境上の理由や経済的な理由などにより在宅生活が困難な高齢者に対し、安全・安心な生活を確保するため養護老人ホームへの入所措置を行います。	養護老人ホーム等措置事業	さまざまな理由に伴う在宅生活が困難な高齢者に係る適切な措置対応が必要なことから、当該事業の適切な実施を指標とします。			環境上の理由や経済的理由により在宅生活が困難な高齢者に対し、入所措置を行います。	環境上の理由や経済的理由により在宅生活が困難な高齢者に対し、入所措置を行う必要があります。	4	環境上の理由や経済的理由により在宅生活が困難な高齢者に対し、安心して自立した日常生活を過ごすことにより入所者の福祉の増進を図ることが出来ました。	現状維持	独居高齢者等が増加している中、さまざまな理由により在宅生活が困難な高齢者を支援するため措置入所を行い、安心して自立して生活できる場を確保することは今後も必要であると考えます。

健康福祉部

評価：4＝できている 3＝概ねできている 2＝課題克服が必要 1＝未着手状況

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成29年度）						事業の評価		所管課長等による評価	
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成30年度以降の事業の方向性	所見
地域包括ケア推進室	一般介護予防事業	一般介護予防事業の対象者は、65歳以上の高齢者になります。高齢者の皆さんが、今の状態を保持し、さらに元気になれば、住みなれた地域や家庭でいつまでも暮らしていけるように事業を推進します。	細目に係る事業の推進	細目事業が複数あり、本事業は当該細目事業の集約であることから定性的な目標とするものです。			細目のとおり、高齢者に対する支援を行っています。	おおむね目標を達成できています。	3	地域の高齢者に対して、介護予防や閉じこもりの予防に努めることができましたが、参加者の増加のため、啓発していく必要があります。	現状維持	高齢者が、自宅で元よく暮らしてもらうためにも、これからも各教室の開催・健康のための指導や事業の啓発を行ないたいです。
地域包括ケア推進室	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	高齢者及びその家族に対し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その福祉の増進及び保健医療の向上を包括的に支援することを目的とし、地域の中核機関として平成18年4月に創設した市包括支援センターの運営に要する費用であり、包括的・継続的ケアマネジメント、虐待防止・権利擁護、総合相談・支援の包括的支援事業、委託先包括支援センターの運営に係る支援等を行います。	介護予防・生活支援の推進	介護サービス事業者、介護支援専門員などとの多職種協働や、地域の関係機関との連携を通じてケアマネジメントの後方支援を行います。			介護支援専門員の資質向上と、各種研修会の開催、ケアプラン作成技術の指導助言・相談等を行います。	津市内10カ所に設置されている地域包括支援センターがそれぞれの地域において、活動を行い、それをまとめる基幹型地域包括支援センターは委託の地域包括支援センターに対する後方支援等を行いました。	3	地域包括支援センターについては、高齢者をはじめ誰もが住み慣れた地域で自立した生活が続けられる「地域包括ケアシステム」構築の地域における総合的・中心的な機関として、各関係機関と連携を図りました。また、市直営包括支援センターは基幹型として、委託先地域包括支援センターへの適正な運営に係る支援を行うことができました。	拡充・充実	介護支援専門員の資質向上や他機関とのネットワーク構築は、適切な介護サービスの提供につながるため、引き続き、事業の実施が必要です。
地域包括ケア推進室	地域包括支援センター運営事業	高齢者が、地域の中で心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その福祉の増進及び保健医療の向上を包括的に支援することを目的とします。	地域包括支援センター設置箇所数	国が示す目安に地域特性等を考慮し、設置箇所数の設定	10箇所	10箇所		高齢者の増加に伴い、地域に密着した総合相談、支援の場として地域包括支援センターの体制強化と関係機関との連携作りに努めます。	3	高齢者福祉の拠点として、地域包括支援センターを中心に、地域における総合相談、支援、介護予防ケアマネジメント、地域の見守りネットワークなど、一体的・包括的に支援を行う地域ケア体制の構築を図っていきます。	拡充・充実	高齢者福祉の拠点として、地域包括支援センターの体制強化に努め、各地域の関係機関とも連携を行い、高齢者が住み慣れた地域で生活ができるように地域包括ケアシステムの構築、推進に努めます。H27年度から設置箇所数が10カ所となり、直営の地域包括支援センターが基幹型の役割を担ったことで、高齢者に対するきめ細かなサービスの向上に努めることができました。
地域包括ケア推進室	生活支援体制整備事業	地域包括ケアシステム構築の一環として、生活支援サービスの地域における資源の発掘や開発、ネットワーク構築などを行い、多様な地域資源を活用しながら生活支援や介護予防にかかるサービスの基盤整備を行うことを目的として、地域に密着した情報を収集することができ、かつ、特に介護サービス等に精通している専門的な知識を有し、これらの業務をコーディネートすることで、より効率的、効果的にサービスの基盤整備を行うことができる者に津市生活支援コーディネーター業務を委託します。	地域支援回数	地域包括支援センターが主催する会議や地域で活動する団体を訪れ、地域の声を聞くだけでなく活動する団体と団体をつなげたり、活動についてアドバイスしたりすることで、地域力の向上が図れるものと考えています。	2,000（日）	2,003（日）		前年度の実績を加味し、年間2000日程度の活動を見込んだが、1層と2層の連携会議を設ける等、地域課題の共有や目指すべき方向性の議論、協議体の設置に向けての意見交換を行うことで、各地域での活動に繋がったため、目標を達成できました。	4	1層（市全域）及び2層（旧市町単位）合わせて月166回程度地域に関わることを目標にしましたが、サロンを通じた活動や地域ケア会議等の各地域で開催される会議体に参加する等で、目標値を上回る実績を上げることができました。	拡充・充実	平成29年度は、生活支援コーディネーター（1層及び2層）による資源の把握、関係者間の情報共有を主とした活動により、目標を上回る実績を上げることができました。平成30年度はこれを活かして、地域に不足するサービスの創出や多様なサービスの担い手の養成等の「資源開発」、サービス提供主体間の連携体制づくり等の「ネットワーク構築」をさらに進め、地域ケア会議等で繋がった地域課題を協議していく場、また多様な関係主体間の定期的な情報共有と連携・協働の場としての「協議体」の設置を目指します。

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成29年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成30年度以降の事業の方向性	所見
地域包括ケア推進室	認知症総合支援事業	地域包括支援センターに認知症初期集中支援チーム2チーム設置し、認知症地域支援推進員を平成29年4月より中部北包括支援センターに1名増員、地域における認知症ケア体制及び医療との連携体制の更なる強化をモデル的に図り、早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族支援を通じた総合的かつ継続的な支援体制確立を目的とします。	認知症地域推進事業	認知症高齢者等に対して有効な事業と考え支援します。			①地域におけるネットワーク体制の構築及び家族支援、②医療機関と福祉・介護の連携を行い、認知症に対する正しい知識・理解に基づき、本人や家族支援を通じた総合的かつ継続的な支援体制の確立を目指す。		3	平成27年10月から津市高齢福祉課内に、津市認知症初期集中支援チームを発足しましたが、津市全域が対象エリアであるため、H28年度に久居・一志・白山・美杉地区を対象とする認知症初期集中支援チームを設置し、2チーム体制で認知症の早期診断・早期対応に取り組んできました。平成29年度は、訪問支援対象者98件に対して、初期集中支援チームの介入により、医師の診断40件、介護サービス48件につながる等の実績を上げることができました。また、地域の認知症疾患医療センター等の関係機関との連携についても、顔の見える関係が構築されてきており、今後はこれを継続しつつ、認知症地域支援推進員を中心としたさらなる連携の必要があります。	拡充・充実	認知症初期集中支援チームによる認知症高齢者の早期発見、早期治療、適切なサービスにつなげるための支援及び認知症地域支援推進員などの各種関係機関との連携支援を中心に、今後も更に認知症高齢者に対する支援が充実できるよう、事業を展開する必要があります。
地域包括ケア推進室	在宅医療・介護連携推進事業	地域包括ケアシステム構築の一環として、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護関係機関の連携を図ります。	在宅医療・介護関係者等に関する相談支援の件数（市民・医療関係者・介護関係者）	平成28年度より次の8項目から成る在宅医療・介護連携推進事業検討に取り組んだため、検討会議の開催数を指標とします。 (1)地域の医療・介護の資源の把握 (2)在宅医療・介護連携の課題と抽出の対応策の検討 (3)切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進 (4)医療・介護関係者の情報共有の支援 (5)在宅医療・介護関係者に関する相談支援 (6)医療・介護関係者の研修 (7)地域住民への普及啓発 (8)在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携	60件	76件	津市在宅療養支援センターに寄せられる在宅医療・介護に関する相談件数を月5件程度と見込みを設定したが、それを上回る相談件数がありました。	4	平成29年度は津市2医師会連絡協議会介護保険部会にワーキンググループを設置し協議・検討を進めた結果、津地区及び久居一志地区医師会に在宅医療・介護連携推進事業を委託することが決定し、事業全体の中核的な役割（センター機能）を担う「津市在宅療養支援センター」が平成29年7月1日に開設しました。津市在宅療養支援センターには2名の専門職員が配置され、同センター内に設置された在宅医療・介護ネットワーク会議及び専門部会等の取組の中で、在宅医療・介護連携推進事業の全8項目が開始されることとなりました。	拡充・充実	平成29年度は津地区及び久居一志地区医師会に在宅医療・介護連携推進事業を委託することが決定し、事業全体の中核的な役割（センター機能）を担う「津市在宅療養支援センター」が平成29年7月1日に開設されたことで、在宅医療・介護連携推進事業の全8項目が開始されることとなりました。今後は同センターに設置の各専門部会等の協議・検討を通して、これをさらに推進していく必要性があります。	
障がい福祉課	障害者総合支援法関係事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、障がい者（児）の自立と社会参加を促進するため、障がい者（児）の個々の特性や環境に応じ、必要な障がい福祉サービスを提供します。（介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業、自立支援医療、補装具等）	障がい福祉サービスの適切な提供	障がい者等の社会参加と社会的自立の向上を目指します。			障害者総合支援法に基づき障がい者（児）が必要なサービスを受け、地域で安心して暮らすことができるよう取り組みます。	障がい者（児）の有する能力及び適性、環境に応じ、必要な障がい福祉サービスを提供することで、自立と社会参加の促進に貢献することができました。	4	障害者総合支援法による障がい福祉サービス費の給付や相談支援事業、移動支援事業、日中一時支援事業などの地域生活支援事業の提供により、障がいのある人の生活支援、社会参加を図りました。	現状維持	障がいのある方の社会生活を支えていく上で、必要なサービスであり、平成25年に障害者総合支援法が施行され、平成30年4月1日に、同法の見直しが行われるなど、今後も法制度の見直しや改正に速やかに対応するとともに、引き続き実施していきます。

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成29年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成30年度以降の事業の方向性	所見
障がい福祉課	障害者福祉事業	特別障害者手当等の各種手当を支給することにより、障がい者（児）及びその保護者への経済的支援を行い、障がい者の社会福祉の向上を図るため障がい者団体に活動補助金を支給します。 また、障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導や生活能力向上のための訓練、集団生活への適応訓練等を行うため、児童福祉法に基づく給付を行い、障がい児の居場所の確保を図ります。	障がい者計画の推進	障がい者が地域社会の中で主体的に人生を送ることができるよう、社会参加と社会的自立の向上を目指します。			津市障がい者計画の基本目標の実現に向け、各施策の方向に記載されている事項に取り組みます。	障がい者等の経済的、精神的負担を軽減するとともに、経済的な支援をもとにした自立と社会参加の促進を図ることができました。	4	重度の障がい者、障がい児及びその保護者に各種手当を支給し、障がいのある人やその家族の生活支援を図りました。 また、障がい児通所支援の利用に係る給付を行うことで、療育の場の提供や放課後等の居場所の確保に努め、地域で生活する障がい児やその家族の生活支援を図りました。	現状維持	障がい者（児）や家族の経済的・精神的負担の軽減、社会参加や地域での自立した生活の促進を図っていくため、今後も引き続き事業を実施していきます。 平成29年度に、津市障がい福祉総合プラン（計画期間：平成30年度から2020年度）を策定したので、この計画に沿って施策を展開します。
援護課	生活困窮者自立支援法関係事業	生活保護に至る前の段階で、生活困窮者の課題が複雑化、深刻化する前の早期の段階において、生活困窮者に対して包括的な支援を行い、生活困窮者の自立と尊厳の確保及び生活困窮者支援を通じた地域づくりを行います。	生活困窮者の自立支援	生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態から早期自立を支援します。	250人	251人	生活困窮者の状況に応じた支援プランの作成と、自立支援に関する措置を講じることにより、生活困窮者の自立促進を図ります。	支援プラン作成 49人 他制度による支援等 202人	3	相談者の状況に応じて支援計画を作成し、生活や就労に関する支援、子どもの学習支援など相談者の抱える課題に対し包括的な支援を行い、庁内関係各課及び各関係機関と連携を図りながら、生活困窮者の自立に向けた支援を行いました。生活困窮者の早期把握のため、地域住民への当該制度の周知・啓発や、各関係機関との連携を強化していく必要があります。	拡充・充実	生活困窮者の抱える課題は多様で複合化しており、その課題が深刻化する前に生活困窮者を早期に発見し、そのおかれている状況に寄り添った包括的な支援が必要であり、事業の周知・啓発を行うとともに関係機関との連携や情報共有により当該事業の強化・推進を図ります。
援護課	生活保護事務事業	生活保護の適正実施のため、扶養義務者調査や医療扶助の決定、実施に関し、嘱託医を設置するとともに、診療報酬明細書点検の業務委託を行います。	支援の適正化、安定化	適正な保護の実施に向け、最も扶助額が大きい医療扶助の適正に努めます。			レセプト点検及び後発医薬品の使用啓発により医療扶助の適正化に努めます。	レセプト点検枚数 63,193枚	4	就労支援プログラムによる就労支援による自立への支援や、嘱託医の配置やレセプト点検による医療扶助の適正執行に努めるなど、生活保護の適正実施に努めました。	拡充・充実	生活保護の適正実施に向け、必要となる事務事業を進めることができました。
援護課	生活保護費支給事業	日本国憲法第25条の理念に基づき、生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を実施することにより、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに自立に向けた支援を行います。	自立への支援	生活保護法の目的達成に向けた支援を行います。			生活保護受給者等就労自立促進事業によるハローワークとの連携により、稼働年齢層の就労支援に努めます。	自立支援の達成度を設定するのが困難です。	3	生活保護制度の適正な運用、就労支援プログラムの活用による早期の就労自立、適切な指導、相談及び助言による自立助長に努めました。	現状維持	生活保護制度の適正な運用に努め、稼働能力のある被保護者には、就労支援プログラムの活用による適切な指導、相談及び助言により、早期の就労自立支援を行っています。

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成29年度）						事業の評価		所管課長等による評価	
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成30年度以降の事業の方向性	所見
介護保険課	認定調査等事業	<p>被保険者が給付を受けるためには、要介護度・要支援度の認定を受けることが必要であり、介護認定審査会でその審査・判定を行っています。</p> <p>当事業では、申請者が速やかに介護認定を受けていただくために、認定審査会の運営を除く認定処理（認定申請の受付、審査資料の基となる認定調査票・主治医意見書の作成、審査後の結果通知の発送等）を行っています。</p> <p>なお、介護認定審査会の運営については別事業で行っています。</p>	申請から認定通知の発送までの迅速な対応	高齢化に伴い増加する認定申請に対応し、申請から認定通知の発送までを迅速に行います。			申請から認定通知の発送までを迅速に行います。	申請件数は前年度とほぼ同程度であり、認定調査等の遅れにより、処理に多少時間を要した結果、法定の処理日数で対応できない申請も前年程度ありました。	3	<p>前年度より引き続き、法定の処理日数内で対応できない遅延分の申請について、早期解消に努め、その他についても遅滞なく処理を進めていく必要があります。</p> <p>認定調査の対応の遅れについては、調査員の補充や処理の迅速化・適正化等について委託先と調整を行い、法定日数内の対応を目標として適正な処理に努めています。</p> <p>また、調査実施後に委託先から提出された調査票の処理等、その後の手続きについても速やかに処理を進めるなど、介護サービスを必要とする被保険者の申請に対し、適正かつ迅速に対応していくべく取り組みます。</p>	現状維持	介護が必要な被保険者ため、適正かつ速やかな認定処理を行います。
介護保険課	審査会一般管理事業	<p>被保険者が給付を受けるためには、要介護度等の認定を受けることが必要です。その審査・判定を行うために、介護認定審査会を設置しています。</p> <p>当事業では介護認定審査会の運営が円滑に行われるよう、介護認定審査会資料の作成・送付、各委員への連絡調整等を行っています。</p>	迅速な審査資料の作成・認定審査会の連絡調整	適正かつ迅速に認定審査会が開催できるよう、審査資料の作成・認定審査会の連絡調整を行います。			適正かつ迅速に認定審査会が開催できるよう、審査資料の作成・認定審査会の連絡調整を行います。	認定申請件数について前年度よりやや増加傾向でしたが、適正に処理することができました。	4	介護認定審査会を迅速・適切に開催し、円滑・適正な運営を行うことができました。	現状維持	介護認定審査会を今後も引続き迅速・適切に開催し、円滑・適正な運営を行います。
介護保険課	介護認定審査会運営事業	<p>被保険者が給付を受けるためには、要介護度等の認定を受けることが必要であり、その審査・判定を行うため介護認定審査会を設置しています。</p> <p>当事業は介護認定審査会の運営を行っており、申請者数に対応し、適切かつ迅速に介護認定審査会を開催します。</p>	介護認定審査会の適切かつ迅速な開催	高齢化に伴う介護認定申請者数の増加に対応し、適切かつ迅速に介護認定審査会を開催します。			高齢化に伴う介護認定申請者数の増加に対応し、適切かつ迅速に介護認定審査会を開催します。	認定申請件数について前年度よりやや増加傾向でしたが、適正に処理することができました。	4	介護認定審査会を迅速・適切に開催し、円滑・適正な運営を行うことができました。	現状維持	介護認定審査会を今後も引続き迅速・適切に開催し、円滑・適正な運営を行います。
介護保険課	趣旨普及事業	<p>介護保険制度は、40歳以上の被保険者の介護サービスを提供する仕組みとして、社会保険方式により平成12年に制度が創設されました。</p> <p>介護保険制度の理解は、適正なサービス利用や公平な負担（利用負担金や保険料）に繋がりが、介護保険事業の適正な運営に資することから、広報等による啓発とともに、窓口等での問い合わせに対し分かり易く説明を行うなど、制度を理解いただくよう努めていきます。</p>	パンフレット等による啓発と窓口等での啓発・説明	主たる事業が啓発であり、成果自体の客観的な数値が出し難いため、啓発を通じた窓口等での対応などを通じ、分かり易い説明に努めます。			パンフレット等の配置・配布と市民に対する分かり易い説明を行います。	パンフレット等を配置すると共に、市民に対しては、窓口や電話などでわかりやすく説明を行いました。	4	市民からの介護保険制度に係る質問に対し、適切に回答を行い制度の周知・啓発・理解に努めることができました。	現状維持	市民に対し介護保険制度の周知・啓発を継続して行います。

健康福祉部

評価：4＝できている 3＝概ねできている 2＝課題克服が必要 1＝未着手状況

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成29年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成30年度以降の事業の方向性	所見
介護保険課	計画策定等関係事業	介護保険制度においては、3年毎に高齢者福祉計画の策定と同時に介護保険事業計画を策定することとなっています。計画では市内における必要なサービス量と保険給付費、そして被保険者が負担する介護保険料を試算し、バランスの取れた内容にしていく必要があります。	新介護保険事業計画の実施と次期計画の策定	新たに策定した「第7次高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」に基づく地域密着型サービスや地域包括支援センターに関する審議を行い、計画の着実な推進を図る必要があります。			第7次高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の推進と次期計画の策定を行います。	市民へのアンケート調査、関係機関の意見等を踏まえ、平成30年度から32年度までを計画期間とする第7次高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画を策定しました。	4	高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に関する重要な事項を審議し、高齢福祉施策の効果的な推進及び介護保険事業の円滑な運営を図ることができました。	現状維持	平成29年度は次期計画の策定において、2025年に向けた地域包括ケアの深化・推進を目指した地域づくり等を目標に計画を策定しました。平成30年度以降については、介護保険事業等検討委員会において、引き続き地域密着型サービスや地域包括支援センターに関する事項などについて審議を行うとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営を行っていく必要があります。
介護保険課	居宅介護サービス等給付事業	在宅の要介護認定者に対して行なわれたサービスに対し、事業者へ介護報酬の支払いを行います。（在宅介護とは、自宅で介護を受けている市民に対するサービスで、訪問介護サービスなどがあります。）	適正な介護報酬の支払い	介護保険制度では、被保険者へのサービス提供と介護報酬の支払いは一体であり、介護保険法により事業の内容や給付内容が定められています。引き続き効率的な事務を行なうため努力を行なっていきます。			介護報酬の支払いと、内容確認を的確に行ないます。	適正な介護報酬の支払いを行いました。	4	適正な給付に努めるとともに、効率的な事務を行うことができました。	現状維持	介護報酬について、適正な支払を行うため、引き続き支払内容の精査を行います。
介護保険課	地域密着型介護サービス給付事業	在宅及び入所の要介護認定者に対して行なわれたサービスに対し、事業者へ介護報酬の支払いを行います。（地域密着型介護サービスとは、市町単位の地域の中で、在宅や入所のサービスを提供します。したがって、サービスを受けられるのは市民に限られます。小規模多機能型居宅介護サービスやグループホーム等があります。）	適正な介護報酬の支払い	介護保険制度では、被保険者へのサービス提供と介護報酬の支払いは一体であり、介護保険法により事業の内容や給付内容が定められています。引き続き効率的な事務を行なうため努力を行なっていきます。			介護報酬の支払いと、内容確認を的確に行ないます。	適正な介護報酬の支払いを行いました。	4	適正な給付に努めるとともに、効率的な事務を行うことができました。	現状維持	介護報酬について、適正な支払を行うため、引き続き内容確認等の精査を行います。
介護保険課	施設介護サービス等給付事業	要介護認定者が施設に入所しサービスを受けます。当該サービスを提供した事業者に対し介護報酬の支払いを行います。（施設介護サービスとは、施設に入所することによりサービスを提供します。特別養護老人ホームなどがあります。）	適正な介護報酬の支払い	介護保険制度では、被保険者へのサービス提供と介護報酬の支払いは一体であり、介護保険法により事業の内容や給付内容が定められています。引き続き効率的な事務を行なうため努力を行なっていきます。			介護報酬の支払いと、内容確認を的確に行ないます。	適正な介護報酬の支払いを行いました。	4	適正な給付に努めるとともに、効率的な事務を行うことができました。	現状維持	介護報酬の適正な支払を行うため、引き続き内容確認等の精査を行います。
介護保険課	福祉用具購入事業	福祉用具の購入事業とは、要介護認定者が日常生活を行えるように、特定福祉用具を購入した時に購入費を支給するサービスです。	適正な福祉用具購入サービスの提供	高齢化社会の進展と共に、福祉用具が必要な被保険者は増えています。ニーズにあった福祉用具を提供することにより、よりよい生活ができるよう、適正な説明・指導を行なっていきます。			適正な福祉用具購入サービスの提供に努めます。	適正な介護報酬の支払いを行いました。	4	適正な給付に努めるとともに、効率的な事務を行うことができました。	現状維持	福祉用具が必要な市民に対し、引き続き、購入費の支援を行います。

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成29年度）						事業の評価		所管課長等による評価	
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成30年度以降の事業の方向性	所見
介護保険課	住宅改修事業	要介護認定者が、自宅で安全に安心して暮らせるように自宅の改修（手すりの取り付け、段差解消等）を行なう時に、住宅改修費の給付を行ないます。	適正な住宅改修サービスの提供	高齢化社会の進展と共に、自宅改修が必要な被保険者は増える傾向にあります。被保険者が暮らしやすい環境をつくるため、効果的にサービスを提供できるよう、要介護認定者の事前相談等について、適切な説明・指導を行ないます。			適正な住宅改修サービスの提供に努めます。	適正な介護報酬の支払いを行いました。	4	適正な給付に努めるとともに、効率的な事務を行うことができました。	現状維持	在宅での生活支援は要介護度の重度化を防止すると共に、在宅サービスの充実にも役立つことから、引き続き事業を行います。
介護保険課	サービス計画給付事業	要介護認定者が必要なサービスを受けるためには、ケアマネジャー（介護支援専門員）等が本人、家族の意向を確認し、サービス事業者と連絡調整を行い居宅サービス計画を作成します。当該計画の作成に対し、居宅介護支援事業者へ介護報酬の支払いを行います。	適正な介護報酬の支払い	介護保険制度では、被保険者へのサービス提供と介護報酬の支払いは一体のもので、介護保険法により事業の内容や給付内容が定められています。引き続き効率的な事務を行なうため努力を行なっていきます。			介護報酬の支払いと、内容確認を的確に行ないます。	適切な介護報酬の支払いを行いました。	4	適正な給付に努めるとともに、効率的な事務を行うことができました。	現状維持	引き続き、適切な在宅サービス計画の作成が行われるよう給付内容の精査を行います。
介護保険課	介護予防サービス等給付事業	要支援認定者の心身機能の維持を図るためのサービスです。要支援認定者のケアプランを作成し、プランに基づき、訪問介護や訪問リハビリテーションなどのサービスを事業所が提供するとともに、住宅改修や福祉用具の費用の給付を行ないます。	適正な介護報酬等の支払い	介護保険制度では、被保険者へのサービス提供と介護報酬等の支払いは一体であり、介護保険法により事業の内容も給付内容が定められています。引き続き効率的な事務を行なうため努力を行っていきます。			介護報酬等の支払いと、内容確認を的確に行ないます。	適正な介護報酬の支払いを行いました。	4	適正な給付に努めるとともに、効率的な事務を行うことができました。	現状維持	要支援認定者のケアプランの作成が適切に行われるよう内容確認等の精査を行います。
介護保険課	高額サービス事業	要介護者・要支援者の1ヶ月のサービスに対する利用者負担額が、一定の上限を超えた場合、申請により高額サービス費として支給をし、利用者の負担の軽減を図ります。	適正な高額サービス費の支払い	介護保険制度では、被保険者へのサービス提供と介護報酬等の支払いは一体であり、介護保険法により事業の内容や給付内容が定められています。引き続き効率的な事務を行なうため努力を行っていきます。			適正な事務処理に努めます。	適正な支払いを行うことができました。	4	適正な給付に努めるとともに、効率的な事務を行うことができました。	現状維持	利用者の負担軽減を図るため、引き続き事業を行います。
介護保険課	高額医療合算サービス事業	介護保険と医療保険の両方の利用者負担を年間で合算し、高額となった場合に限度額を超えた部分を支給する事業です。	適正な高額医療合算サービス費の支払い	介護保険制度では、被保険者へのサービス提供と介護報酬等の支払いは一体であり、介護保険法により事業の内容や給付内容が定められています。引き続き効率的な事務を行なうため努力を行っていきます。			該当者への説明と的確な給付を行います。	適正な支払いを行うことができました。	4	適正な給付に努めるとともに、効率的な事務を行うことができました。	現状維持	利用者の負担軽減を図るため、引き続き事業を実施します。
介護保険課	第1号訪問・通所・生活支援事業	在宅の要支援認定者及び事業対象者に対して行なわれた第1号訪問・通所事業について、指定事業者及び委託事業者へ第1号事業支給費の支払いを行うとともに、地域住民が主体となって第1号訪問・通所事業を行う場合は、当該事業の実施団体に対して補助金を交付します。	適正な第1号事業支給費の支払い及び効果的・効率的な事業の実施	平成29年度から、新しい総合事業を開始し、事業を実施する指定事業者又は委託事業者に対し、介護報酬として第1号事業支給費を支給するとともに、住民主体により事業を行う団体に対し補助金を交付します。第1号事業支給費及び補助金交付に関し適正な事務処理を行っていくとともに、効果的・効率的な事業実施が図られるよう努めます。			第1号事業支給費及び補助金の支払いと内容確認を的確に行ないます。また、多様なサービスの充実を図り、要支援者等の状態に応じたサービス利用の促進を図ります。	適正な第1号事業費等の支払いを行いました。	4	適正な給付に努めるとともに、効率的な事務を行うことができました。	現状維持	引き続き、適切な給付が行われるよう給付内容の精査を行います。

健康福祉部

評価：4＝できている 3＝概ねできている 2＝課題克服が必要 1＝未着手状況

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成29年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成30年度以降の事業の方向性	所見
介護保険課	介護予防ケアマネジメント事業	在宅の要支援認定者及び事業対象者が介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを受けるためには、ケアマネジャー（介護支援専門員）が本人、家族の意向を確認し、サービス事業者と連絡調整を行い介護予防ケアマネジメントを行います。当該ケアマネジメントの実施に関し、地域包括支援センターへ介護予防ケアマネジメント費の支払いを行います。	適正な介護予防ケアマネジメント費の支払い	平成29年度から、新しい総合事業を開始し、第1号介護予防支援事業を実施する地域包括支援センターに対し、介護予防ケアマネジメント費を支給します。介護予防ケアマネジメント費の支払いに関し適正な事務処理を行っていきます。			適正な事務処理に努めます。	適正な介護予防ケアマネジメント費の支払いを行いました。	4	適正な給付に努めるとともに、効率的な事務を行うことができました。	現状維持	引き続き、適切な在宅サービス計画の作成が行われるよう給付内容の精査を行います。
保険医療助成課	国民健康保険運営協議会運営費	国民健康保険事業の運営に関する重要な事項を審議するため、被保険者や保険医、保険薬剤師、公益団体等の代表者18名で組織されています。	運営協議会の開催	国民健康保険事業会計の予算、決算等を審議します。	4回	3回	国民健康保険事業の運営に関する重要な事項を審議するため、必要に応じて開催します。	国保会計の平成30年度予算、平成28年度決算が適正であると認められました。平成30年度保険料率や条例改正、保健事業計画等について承認を得られました。	4	国民健康保険事業特別会計の財政運営、条例改正等の重要問題について、多方面からの広範な意見を聞き、事業計画等に反映することができました。	現状維持	国民健康保険法に基づく協議会の設置であり、現状を維持します。また、協議会の開催については、必要に応じ開催します。
保険医療助成課	医療給付事業	所得に対して医療費（不妊治療・不育症治療においては治療費。以下同じ。）の負担が大きい障がい者、65歳以上障がい者、一人親家庭等、妊産婦、精神障がい者、子ども並びに不妊治療・不育症治療を受ける夫婦に対し、医療費の一部を助成することにより、対象者やその世帯等の生活の安定及び経済的負担の軽減を図ります。 また、医療機関等に対し、当該医療費助成額を算出する基礎となる領収証明書作成に係る経費を助成することにより、医療費助成事務の円滑な実施を行います。	適正な給付	本事業は、対象者に対して医療費の一部を助成するものであり、条例等の規定に基づき適正な給付に努めます。		1,858,924千円	条例等に基づき適正な給付を行います。	適正な給付を行いました。	4	医療費の一部を助成することにより、対象者やその世帯等の生活の安定及び経済的負担の軽減を図ることができました。市単独事業として、平成28年9月診療分から新たに中学生通院医療費助成を開始し、妊産婦医療費助成及び妊産婦健康診査費助成、精神障害者医療費助成（指定医療機関への90日を超える継続入院）については、引き続き助成を実施しました。また、証明事務手数料の助成により、福祉医療費助成事業の円滑な実施に寄与することができました。	拡充・充実	引き続き適正な給付の実施を行います。平成30年9月診療分から未就学児の窓口無料化を実施します。また、障害者医療費の助成対象を拡大し、精神障害者保健福祉手帳2級所持者の通院医療費の1/2助成を実施します。三重県に対しては、子ども医療費の助成拡大（中学生入通院）及び障がい者医療費の助成拡大（精神障がい者2級の通院）について、県補助制度の拡大が実施されるよう、また、窓口無料化に伴い増加した医療費助成額について、県補助対象とするよう要望を行ってまいります。不妊治療、不育症治療の治療費助成については、今後も一層の周知を図り、治療を受ける夫婦に制度の活用を促すなど取り組みを進めていきます。

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成29年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成30年度以降の事業の方向性	所見
保険医療助成課	国民年金事務費	第1号被保険者に係る関係届書の受付・審査・報告、免除（法定・申請）関係届等の受付・審査・報告、第1号被保険者期間のみの年金裁定請求書の受付・審査・報告、障害基礎年金の現況届の受付・審査・報告、老齢福祉年金の関係届書の受付・審査・報告、第1号被保険者に係る適用関係相談などを行います。法定受託事務以外の届書等の回送、住所変更情報・未納者対策所得情報等の各種情報提供等の協力・連携事務を実施します。	国民年金の適正な事務執行	国民年金市町村処理要綱に基づき法定受託事務を適正に行います。			国民年金市町村処理要綱に基づき法定受託事務を適正に行います。	目標を達成できました。	4	国民年金市町村処理要綱に基づき法定受託事務を適正に行いました。国民年金事務に係る協力・連携を行うことにより、住民サービスの向上と日本年金機構におけるより迅速な事務処理に寄与することができました。	現状維持	国民年金市町村処理要綱に基づき法定受託事務を適正に行います。国民年金事務に係る協力・連携を行うことにより、住民サービスの向上と日本年金機構におけるより迅速な事務処理に寄与していきます。
保険医療助成課	一般事務費	75歳以上の高齢者及び65歳以上で一定の障がいがあり、申請して広域連合の認定を受けた人を対象として、平成20年4月1日から施行された後期高齢者医療制度の事務事業を実施しています。三重県後期高齢者医療広域連合との役割分担の中で、市町の役割として、被保険者資格の取得・喪失、各種保険給付等に係る申請の受付事務等を行うとともに、広報経費や電算処理システム（広域連合とデータ連携している標準システム）委託料等に要する経費の執行管理を行っています。	制度の適正な運営	後期高齢者医療制度の資格・給付に係る適正な事務処理に努めます。			後期高齢者医療制度の適正な運営に努めます。	目標を達成できました。	4	後期高齢者医療制度の資格・給付に係る事務事業を適切に実施しました。	拡充・充実	被保険者が増加する傾向にあり、後期高齢者医療制度の資格・給付に係る事務事業も増加するため、その対応が必要となります。
保険医療助成課	徴収事務費	75歳以上の高齢者及び65歳以上で一定の障がいがあり、申請して広域連合の認定を受けた人を対象として、平成20年4月1日から施行された後期高齢者医療制度の事務事業を実施しています。三重県後期高齢者医療広域連合との役割分担の中で、市町の役割として、保険料の月割賦課や徴収・還付に係る事務を担っており、それらの事務を一元的に管理する電算システム委託料、納付書・督促状・催告書の通信運搬費等の徴収事務に要する経費の執行管理を行っています。	制度の適正な運営	後期高齢者医療保険料の賦課徴収に係る適正な事務処理に努めます。			後期高齢者医療制度の適正な運営に努めます。	目標を達成できました。	4	後期高齢者医療保険料の適切な賦課・徴収のために効果的に事務事業を実施できました。	拡充・充実	被保険者が増加する傾向にあり、後期高齢者医療保険料の適切な賦課・徴収を行うための事務事業も増加するため、その対応が必要となります。
保険医療助成課	後期高齢者医療広域連合納付金	後期高齢者医療制度の被保険者である三重県後期高齢者医療広域連合の円滑な運営に資するために、当該広域連合に負担金を納付しています。	制度の適正な運営	三重県後期高齢者医療広域連合に負担金を支出し、広域連合の財政的安定化に寄与します。			後期高齢者医療制度の適正な運営に努めます。	目標を達成できました。	4	三重県後期高齢者医療広域連合の適正な運営のために財政的な寄与をすることができました。	拡充・充実	三重県後期高齢者医療広域連合の予算で定められた負担金額を納付することにより、広域連合の適正な運営に寄与していく必要があります。
保険医療助成課	一般事務費	国保事業全般にかかる必要経費です。（レセプト点検員、国保連合会との共同電算処理費など）	国保事業の適正な事務執行	国保事業全般にかかる経常経費で、適正に執行します。			国保事業全般にかかる経常経費で、適正に執行します。	目標を達成できました。	4	国保事業全般に係る経常経費であり、適正に執行しました。	現状維持	国保事業全般に係る経常経費であり、適正に執行するとともに、経費削減に努め、現状を維持します。

健康福祉部

評価：4＝できている 3＝概ねできている 2＝課題克服が必要 1＝未着手状況

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成29年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成30年度以降の事業の方向性	所見
保険医療助成課	賦課徴収事務費	国民健康保険事業の健全な運営のため、賦課徴収を適正に行うための経常経費です。	収納率(現年度分)	国民健康保険事業の健全な運営のために保険料の収納率向上に努めます。	91.50%	91.27%		納付お知らせセンターからの電話による早期の納付勧奨やコンビニ収納、特別滞納整理推進室と連携した収納対策及び滞納処分の取組みのほか、年金ねっと活用による資格の適正化により、約0.5%もの収納率の向上を図ることができた。	3	早期の納付忘れ防止のために納付お知らせセンターを活用し昼間、夜間、休日に電話勧奨を行うとともに、コンビニ収納や窓口での納付相談等の収納体制の強化、年金ネットを活用した資格の適正化により、収納率の向上を図ることができた。引き続き、保険料負担の公平性確保のため、収納対策に取り組み、収納率の向上に努める。	拡充・充実	国保事業のうち賦課・徴収にかかる経費であり、適正に執行するとともに、経費削減に努めます。特別滞納整理推進室と連携した取組みのほか、当課においても、納付誠意のない滞納者に対しては、差押え等の滞納処分を行い収納率向上に努めます。
保険医療助成課	趣旨普及事業	国民健康保険事業の啓発のため、冊子の発行・広報への掲載をすることで、国民健康保険制度の理解度を深めるとともに、医療費削減を図るために後発医薬品の普及に努めます。	普及啓発回数	送付数では被保険者世帯数に限定的であるため、国民健康保険制度の事業内容の周知やジェネリック医薬品の啓発を行う回数にします。	4回	4回		目標を達成することができました。	3	国民健康保険被保険者に対し、事業内容の周知や、後発医薬品の普及に努めました。今後もより一層お知らせ内容を充実し、制度等の普及に努めていきます。	拡充・充実	国民健康保険制度への理解を深めてもらうための事業であり、広報等の掲載内容を充実するとともに、ポスター等による啓発により、制度等の普及に努めていきます。
保険医療助成課	特定健診関係事業	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40～74歳の国保加入者を対象に、特定健康診査の受診及び保健指導を実施することにより、生活習慣病の予防・早期発見・早期治療につなげ、将来の医療費削減を図ります。	特定健診受診率	津市第2期国民健康保険特定健康診査等実施計画に基づいています。				広報紙やホームページなどで啓発を行うほか、40歳の人、61～74歳未受診者、75歳到達者に対し電話勧奨の実施、モデル地区内の65～69歳の未受診者を中心に対し訪問勧奨の実施、40～74歳の未受診者に対し勧奨はがきの送付を行いました。	2	平成29年度の取組として、今年度初めて健診対象となる40歳の人・41～64歳の前年度未受診の人・75歳到達者に電話勧奨を行いました。また、健診受診率の低い地区を健診啓発モデル地区とし、65～69歳の未受診者の人を中心に訪問による受診勧奨を実施しました。さらに40～74歳の未受診者に受診勧奨はがきの送付を行いました。受診率は向上せず、目標率の達成には至りませんでした。今後も更なる受診率向上対策に取り組み、健康づくり・生活習慣病予防・重症化予防に努めていきます。	拡充・充実	平成29年度においては、40歳の人・41～74歳の前年度未受診者・75歳到達者を対象に健診の受け方について電話・訪問・通知で案内し勧奨しましたが、受診率はアップには至りませんでした。その原因として、国保被保険者数が減少傾向にあり、特に受診率の高かった年代層が国保から後期高齢者医療保険制度等へ移行したことが影響していると考えられます。また、平成29年度電話勧奨での聞き取り調査によると、特定健診を受けない理由の第1位は、「治療中だから。」であり、津市国保は65歳以上の割合が高いため、すでに医療機関にかかっており、あえて特定健診を受診しないという人が多いことが影響していると分析しています。このことを踏まえ、今後は、健診協力医療機関に対し、通院中の患者様へ特定健診を受診するよう勧奨を依頼し、受診率向上に努めます。

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成29年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成30年度以降の事業の方向性	所見
保険医療助成課	特定保健指導関係事業	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40～74歳の国民健康保険加入者のうち特定健康診査を受診した結果により特定保健指導の対象となった人に保健指導を行い、対象者自らが生活習慣を振り返り、生活習慣の改善に取り組み、自分の健康に関する自己管理ができるようになることを目的とします。そのことによりメタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少、将来の医療費の削減を図ります。	特定保健指導の実施率（終了率）	津市第2期国民健康保険特定健康診査等実施計画の基準によります。				平成28年度に特定保健指導積極的支援の実施率向上対策としてグループ支援を実施しましたが、希望者が少なかったため、廃止し、これまで動機付け支援のみを対象としていた健康測定会を積極的支援も対象としたところ、申込数が増加しました。今後も引き続き、更なる実施率向上をめざす必要があります。	2	平成29年度の実績として、電話や訪問による利用勧奨や健康測定会での特定保健指導など積極的に利用率向上のための取組を行ったところ、申込率は向上しました。平成30年度からは、これまでの事業を評価し、見直しを行い、津市第3期国民健康保険特定健康診査等実施計画に基づき、効果的に特定保健指導終了率向上を目指す必要があります。	拡充・充実	これまで、特定保健指導終了率向上対策として、未利用者に対して健康測定会を実施していましたが、平成29年度はすべての特定保健指導対象者の案内通知に、「来所型コース」、「訪問型コース」、「健康測定会コース」の中から選べるように工夫しました。今後は、新たに「健診結果説明会」を兼ねた「糖尿病予防教室」を開催し、その中で該当者があれば、特定保健指導を実施します。 また、希望者（保健センター来所型特定保健指導利用者のみ）には「栄養教室」を取り入れた特定保健指導を行い、終了率向上に努めます。
保険医療助成課	がん検診等負担金	被保険者の健康保持及び増進を図ることを目的としています。	国保被保険者の肺がん検診受診率	肺がんは他のがんと比較し、件数が多く、1件あたりの医療費が高額であることから、平成27年12月策定の「津市国民健康保険保健事業実施計画書」で課題項目に取り上げているため、国保被保険者の肺がん検診の受診率にしました。	45%	33.80%		普及啓発に力を入れて受診率の向上に努めます。	3	がん予防及び早期発見を目的に助成を行うことにより、被保険者の負担軽減及び健康づくりの向上に寄与することができました。今後も受診率の向上に向けて、啓発に取り組んでいきます。	拡充・充実	被保険者の疾病予防、早期発見により医療費の抑制に寄与するため、今後も受診率の向上に向けて、啓発に取り組んでいきます。
保険医療助成課	一般事務費	市民・被保険者の健康保持・増進及び国民健康保険事業の理解を図るための啓発事業を行います。	国保だより発行回数	啓発活動に伴う事務費のため、広報津への折込回数にしました。	2回	2回		目標を達成できました。	4	国民健康保険事業への理解及び健康意識の向上に寄与することができました。	拡充・充実	健康保持・増進、国民健康保険事業への理解を深めるため、更なる啓発に努めます。
保険医療助成課	医療用機械器具費	診療所における医療用機械器具の購入及び機器修繕に係る経費です。	安全・安心なまちづくりの実施	白山・美杉地域における地域医療の確保を目指します。			白山・美杉地域における地域医療の安心・安全な診療を目指します。	支障なく診療ができました。	4	白山・美杉地域における地域医療の安心・安全な診療の確保ができた。	現状維持	白山・美杉地域における地域医療の安心・安全な診療を成すものであり、医師との連携のもと、必要に応じた医療機器の購入を行います。
保険医療助成課	一般事務費	診療所維持の運営、白山・美杉地域における地域医療確保に係る経費です。	安全・安心なまちづくりの実施	白山・美杉地域における地域医療の確保を目指します。			過疎地域の医療であるので安心・安全な街づくりを目指します。	医師を確保でき、支障なく診療ができました。	4	過疎地域にあって医療体制を確保することは、安全で安心して暮らせるまちづくりの根幹を成すものであり、大きな役割が果たせました。	現状維持	過疎地域にあって医療体制を確保することは、安全で安心して暮らせるまちづくりの根幹を成すものであり、現状を維持します。
保険医療助成課	薬品費	診療に必要な医薬品の購入費です。	診療件数	診療行為に付随して投薬する医薬品であるため、診療件数が指標となります。			必要な医薬品を適宜調達し、支障なく診療します。	目標を達成しました。	4	必要な医薬品を適宜調達することにより、患者に対する処方ができた。	現状維持	今後も必要な医薬品を適宜調達し、支障なく診療を行います。

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成29年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成30年度以降の事業の方向性	所見
健康づくり課	一般管理事業	市民の健康維持・増進を図るために、保健センター施設の管理運営及び保健衛生事業を行うとともに、河芸保健センター、美里保健センターの施設維持管理と各保健センター施設（久居、美杉保健センターを除く）の貸館業務を行い、利用者の利便性を図ります。 保健事業等の円滑な推進を図るため、医師会や歯科医師会等の連携・協力を図ります。	施設の維持管理を行う	中央保健センターの改修工事を行い、全面クッションフロア貼りの衛生的なフロアに改修します。また、河芸保健センター及び美里保健センターの設備の保守管理、修繕等を行い保健センターで行う事業に支障がないように努めます。					4	中央保健センターの改修工事を行い、全面クッションフロア貼りの衛生的なフロアに改修しました。また河芸保健センター及び美里保健センターの設備保守の各業務委託等で適切な管理運営を行うことができました。	現状維持	中央保健センターの改修工事が完了し、1月から幼児健診は以前よりもより安全で快適な環境が作れ、河芸保健センター及び美里保健センターの設備保守の各業務委託等で適切な管理運営を行うことができました。
健康づくり課	予防衛生事業	市民の免疫水準をあげ、感染症の発生及び流行を防ぎ、市民の健康が保持できるよう予防接種の接種率向上に努めます。 また、高齢者個人の感染症予防及び重症化予防を図るため、高齢者肺炎球菌ワクチンの費用助成等任意の予防接種を実施します。 さらに、結核の早期発見と、感染予防をはかり、市民の健康維持のため予防接種、高齢者の胸部レントゲン検診を実施します。	麻疹・風しん（MR）予防接種1期、2期の接種率	風しんの流行により、特定感染症予防指針がH26年3月に公布され、麻疹については、H25年4月に指針が適用されており、共に接種率を95%以上にするという目標を掲げていることから成果指標として、MR予防接種の接種率を維持していくことに努めます。対象者への個別通知や赤ちゃん訪問、幼児健診での啓発や教育関係や保育園関係等と連携を図り接種率の維持に努めます。	95%	MR1期 MR2期 97.5% 93.9%		平成26年度以降引き続き、個別通知、就学時健診を利用してのチラシ配布等で接種勧奨しました。1歳を過ぎたころに通知にて勧奨した。1歳6ヶ月児健診時における未接種者への接種勧奨、地区担当保健師による個別勧奨を実施し、MR1期については目標を上回ることができました。	3	予防接種事業（定期接種【麻疹・風しん・四種混合・日本脳炎・ポリオ・BCG・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン接種・水痘・B型肝炎・高齢者肺炎球菌・高齢者インフルエンザ】）の接種勧奨及び（任意接種【高齢者肺炎球菌費用助成】）の啓発を行いました。平成26年度から県外接種費用助成（A類）を引き続き実施し接種率の向上に向け適切に実施しました。 特に、MR予防接種については、対象者への個人通知、学校教育課との連携、広報等による接種勧奨を行い、1歳6か月児健診時の未接種者への接種勧奨および地区担当保健師からの接種勧奨に加え、1歳になったころに接種勧奨の通知を実施し、接種に繋がりました。今後も、引き続き機会をとらえて効果的な市民への啓発が必要です。	現状維持	予防接種事業（定期接種・任意接種）を市民に広報するとともに、保育、教育機関等との連携を図り、保護者等への周知徹底により、接種率の向上に努めます。

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成29年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成30年度以降の事業の方向性	所見
健康づくり課	母子保健事業	<p>市民が妊娠期から安心して出産に臨むことができ、出産後も健やかな育児ができるよう、途切れない支援を行い安心して産み育てられる母子保健の推進をめざします。</p> <p>また、保護者が子どもの育ちに見通しが持てるよう、関係機関等とも連携を持ちながら、事業を通して出会いの機会を大切に、人との関係性が持てるような支援をめざします。</p>	赤ちゃん訪問の訪問率	<p>出産後、産後うつ及び育児などライフサイクルが急激に変わる時期であり、支援者と出会う機会として赤ちゃん訪問が大切な時期であるため、成果指標として設定します。</p>	95%	96.40%		<p>医療機関・関係機関とのネットワーク会議や、産後ケア事業実施における、医療機関・助産所とケース対応等を行ったことで、連携が強化され、早期に対象者が把握できる状況になっています。</p> <p>長期の里帰り等で会えない場合は里帰り先に訪問を依頼したり、自宅に戻るのを待ち訪問するなど臨機応変に対応しました。</p>	3	<p>妊娠出産包括支援事業として、産後ケア事業・産前産後サポート事業に取り組みました。産後ケア事業では、出産後育児の協力者がおらず、育児不安が強い、育児の仕方がわからない、産後の疲労が強いなどの産婦を対象に医療機関・助産所に委託して宿泊等の方法で産後のレスパイト、育児指導、育児相談を行うことにより、産婦の疲労回復、育児手技の獲得、育児不安の軽減を図ることができました。産前産後サポート事業として、母子保健推進員による赤ちゃん訪問後の見守り訪問、妊婦教室・育児教室への協力・広場の開催を行いました。また、利用者支援事業「母子保健型」として、市内10か所の保健センターで母子健康手帳交付時から、妊娠・出産・育児期を安心して過ごせるようにケアプランを配布し、継続支援が必要なケースについては、医療機関・関係機関等と連携し、必要な時期に必要なサービスが受けられるような情報提供・啓発を行い、地区担当保健師とともに支援計画を作成し、地域の中で見守られながら安心して妊娠・出産・子育てができるよう継続支援を行いました。</p>	<p>拡充・充実</p>	<p>できる限り4か月までの全ての乳児を訪問ができるように、妊娠届出時の説明や、赤ちゃん訪問の啓発を産科医療機関等の協力を得ながら行っていきます。また、地域の見守り役としての母子保健推進員の活動支援を行うとともに、医療機関や関係機関との連携を強化し、必要な時期に必要な支援が受けられるよう、妊娠期から訪問、相談等保健指導の充実を図り、途切れない支援のための体制を整えていきます。</p>
健康づくり課	健康診査事業	<p>市民が健康意識を持ち自己の健康管理のために、健康増進法健康診査、39歳以下健康診査、肝炎ウイルス検診、がん検診（胃がん・乳がん・子宮がん・肺がん・大腸がん・前立腺がん）、歯周病検診を受診できる体制を整備し、市民の疾病の早期発見と健康づくりに繋がります。</p>	乳がん検診受診率（40～69歳のマンモグラフィ検査）	<p>乳がんによる死亡率が年々増加しているなか、乳がん検診受診率は横ばい状態にあります。平成28年度より受診率算出にかかる対象者が「対象年齢の全人口」に変更となり、国の受診率の目標である50%とは乖離が大きくなったため、実現可能な受診率として、29年度から目標値の見直しを行いました。女性ががん検診を受けていくことで、家族の健康意識が高まり、次世代にも継承していくことから、乳がん受診率を健康診査事業の成果指標とします。</p>	23%	21.10%		<p>乳がん検診受診率の向上を目指し、勧奨受診券の送付対象を拡大し乳がん検診無料クーポン対象者にコールリコールを行った結果、無料クーポン利用率は増加しましたが、乳がん検診受診率は前年度より1%減少しました。</p>	3	<p>無料クーポン対象者以外の乳がん検診受診率が増加しない現状があり、今後は受診しない理由について明らかにし、ターゲットを絞った啓発のあり方や受診勧奨方法の検討が必要です。</p>	<p>拡充・充実</p>	<p>市民へがん検診の必要性を広く啓発するとともに引き続き検診体制の充実が必要です。また、新規の受診者の増加や若い世代の受診率向上のための啓発および検診方法について検討を重ねます。</p> <p>がん検診の精度管理として2医師会連絡協議会と協力し医療機関での受診勧奨を行って頂くとともに、未受診者には受診勧奨通知を送付し、精検受診率の向上を目指します。平成28年度に一部改正となった「がん予防重点健康教育およびがん検診のための指針」に沿った検診方法の実施に向け検討が必要です。</p>

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成29年度）						事業の評価		所管課長等による評価	
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成30年度以降の事業の方向性	所見
健康づくり課	健康づくり事業	市民自らが健康づくりに取り組みこころ豊かに楽しく元気に過ごすことができるよう、新たに策定した津市第3次健康づくり計画に基づいて、健康づくり等に関する正しい知識や生活習慣の改善に繋がる情報提供に努め、乳幼児から高齢者にいたる生涯を通じた健康づくりを進めます。	ヘルスポランティアの活動の満足感や充実感について	ヘルスポランティアの活動の満足感や充実感を成果指標とします。			ヘルスポランティアの活動の満足感や充実感について（意見を聞く）	各ヘルスポランティアとも意見交換会を実施しました。健康づくり推進員と食生活改善推進員は、組織運営や次期役員選出が継続した課題となっています。会員向け研修会を実施、役割意識の向上をねらいに健康寿命と社会参加、自己肯定感や自己効力感等の講演を実施しました。組織運営を主体的に継続できるように推進員の育成や支援に取り組めます。	3	生活習慣の改善や健康づくりは一人では続けにくいことから、健康づくりの推進役として各推進員の養成を行い、健康づくり推進員及び食生活改善推進員は地域に応じた活動を行い、地域の人材強化につなげることができました。しかし、担い手の高齢化、健康づくり以外の地域活動の充実から、活動の継続性が難しいという、課題があります。今後も、地域の実情を考慮し、推進員活動支援を続けていきます。ヘルスポランティア全体としては、毎年の合同研修会で、自らの活動意義を再認識し、市民をひきつける活動の在り方について、外部講師による研修を実施し、健康づくり推進への意欲向上につなげることができました。健康づくり実践企業や団体の登録を行い、健康づくりについて協働できる関係機関を増やすことができました。	拡充・充実	第3次健康づくり計画に基づき、食生活・栄養、運動、たばこ、生活習慣病・がんの4分野について強化分野として重点的に取り組む目標に向かって進めています。対象を絞り、企業や学校等地域の幅広い社会資源との連携を構築します。また地域の団体やボランティアとの協働連携により、乳幼児から高齢者に至るまで、あらゆる世代の健康的な生活習慣を身につけられるように具体的な取り組みを市民と共に進めます。
地域医療推進室	救急医療事業	地域救急医療の提供を円滑かつ迅速に推進するため救急医療事業を行い、市民の安全・安心に寄与します。 初期救急医療体制（こども応急クリニック・休日デンタルクリニック、久居休日応急診療所、応急クリニック）、二次救急医療体制（病院群輪番制）並びに三次救急医療体制（三重大学医学部附属病院救命救急センター）の役割を明確化し、市民の急病等に対応できる救急医療体制の充実を図ります。特に、三重大学医学部附属病院等の支援を得て、二次救急輪番病院への医師派遣事業及び津市救急遠隔画像診断システムの利用拡充に努め、さらに救急・健康相談ダイヤルの利用を促進し、救急搬送における二次救急医療機関への軽症者混在の改善を図り、二次救急医療体制の充実に努めます。	初期救急医療施設利用者数	二次救急病院において、初期救急患者と二次救急患者が混在することで、二次救急医療病院の疲弊を招いていることから、初期救急医療施設（休日応急・夜間こどもクリニック、久居休日応急診療所、夜間成人応急診療所）の利用度を高めることで二次救急医療施設の負担が軽減され、初期から三次救急までのそれぞれの役割分担が明確となることから、初期救急医療施設の利用者数を指標とします。	11,500人	13,860人		平成29年度は、津市応急クリニックの昼間の診療を開始したこと、また津市応急クリニックの開設に合わせて、津市応急診療所の啓発に努めたことにより、平成28年度と比較して、利用者が3,269人増加しました。今後についても、さらに啓発に努め、初期救急、二次救急の役割を明確にしていきます。	4	救急搬送が、増加傾向にある中において、軽症者比率は減少しており、これまでの取組の結果、一定の効果が認められていることから、今後も引き続き、救急医療体制の改善に努めます。	拡充・充実	平成29年度は、津市応急クリニックを新たに開設し、これまでの夜間診療に加え、日曜日、祝・休日及び年末年始の昼間の診療を実施するなど初期救急医療体制を強化しました。二次救急医療体制についても、二次救急医療機関の協力のもと、平成28年度に開始した土曜日輪番体制や腹部救急バックアップ体制を継続して行うなど、二次救急輪番体制を補完する取組を実施しました。今後も二次救急医療機関等の関係機関と、二次救急輪番体制の課題等を協議し、市内医療資源を有効かつ効果的に活用した救急医療体制の確立を目指します。

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成29年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成30年度以降の事業の方向性	所見
地域医療推進室	献血推進事業	採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう献血活動を推進します。 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に基づき、献血に対する市民の理解を深める啓発活動とともに、非常時に血液の安定供給ができるよう、献血活動を推進します。	市内事業所等における採血者数	市内事業所等における年間の採血者数の実績をもって、啓発等の事業効果を判断します。	3,500人	3,490人		目標数値を若干下回ったが、医療技術の進歩や広域的な需給調整により安定的に事業が推進されており、県域における全体的な需給バランスは保たれています。	3	平成29年度も若年層の献血率の向上を目的として、津まつりと同時開催される健康まつりにおいてパンフレットを配布、また、成人式においてオリジナルの啓発物品を配布しましたが、実績値が前年度より減少し、目標数値を達成することができませんでした。全体的に20代～30代の献血者が減少傾向にあるため、この年代層の献血率を向上させるための啓発が課題です。	現状維持	医療技術の進歩や広域的な需給調整により、現在は安定的に事業が推進されていますが、将来の人口構造を鑑みると、若年層の献血率を向上させる必要があります。今後も引き続き、採血事業者や県等関係機関と協力し、事業の推進に努めます。
地域医療推進室	地域医療推進事業	医師会及び各地域包括支援センターと協働して、在宅医療の症例検討の研修会や情報交換を行うなど、多職種による顔の見える関係づくりを進めます。また、市民ニーズを踏まえた地域医療に係る業務の充実その他推進体制の強化を図ります。	地域医療体制の充実	救急医療や在宅医療の充実に向けた関係機関との連携強化のため、地域医療体制の充実を指標としました。			それぞれの立場で関係機関がチームとして連携し、住民が安心して暮らせる医療体制を充実	○在宅医療については、研修会や講演会を継続したことで、多職種連携や市民の在宅医療への理解をさらに進めることができました。 ○三重県との契約締結により、白山・美杉地域における救急医療や訪問診療等在宅医療の充実を図ることができました。 ○美杉地域の新たな医療拠点として津市家庭医療クリニックを平成29年4月3日に開設し、地域医療を確保しました。	4	○医師会及び各地域包括支援センターと協働して、在宅医療の症例検討の研修会や情報交換を行うなど、多職種による顔の見える関係づくりを進め、地域医療体制の充実に努めることができました。 ○三重県との契約締結により、白山・美杉地域における救急医療体制や地域医療体制の充実を図ることができました。 ○美杉地域八幡地区に津市家庭医療クリニックを新たに開設したことにより、医療資源の乏しい美杉地域において地域医療を確保することができました。	現状維持	○各医師会をはじめ関係機関等と連携・協働してきました多職種連携の取組については、平成30年度から、平成29年7月に開所した津市在宅療養支援センターに業務を引き継ぎます。 ○平成29年度に三重県、三重大学及び本市の3者で設置した「津市白山・美杉地域における在宅医療・介護の提供体制等に関する検討会」において合意された県立一志病院への地域包括支援センターの設置等の新規拡充策について、県及び本市で設置するワーキンググループで協議の上、実現に向けて取組を進めていきます。
地域医療推進室	こども応急クリニック管理運営事業	初期救急医療体制の構築を図るべく医療機関の診療時間外における市民の急病に対応する応急診療を行い、市民の安心、安全に寄与するものです。 休日・祝日等の昼間における市民の急病に対応する小児科・歯科の応急診療を行うとともに、近年の核家族化・少子化などにより、子育てに関し相談できる人がいないなど、育児不安や病気の発見遅れなどを招く場合が増加していることから、毎日の夜間（準夜帯）における小児科専門医による応急診療を行います。	津応急診療所受診者数（診療所利用者数）	救急医療事業の成果指標の項で、初期救急医療施設（こども応急クリニック・休日デンタルクリニック、久居休日応急診療所、応急クリニック）の利用度を高めることで二次救急医療施設の医療負担を軽減し、初期から三次救急までのそれぞれの役割分担が明確となるという考え方から、初期救急医療施設の受診者（利用者）を指標としたところですので、診療所事業においても同様に受診者の伸びを成果指標とします。	6,350人	6,997人		インフルエンザのA型・B型がともに早い時期より流行し、かつ流行のピークが長期間継続したことから、昨年度と比較して受診者数が929人増加したと考えられます。	4	津地区医師会、久居一志地区医師会、津歯科医師会、津薬剤師会等の協力のもと、連休や年末年始、インフルエンザ等の流行期における患者の急増に対応することができ、市民の急病時における安全・安心につなげることができました。また、年末年始の昼間の応急診療を実施するなど、小児科の応急診療の充実を図りました。さらには、処方薬について、管理医師、薬剤師等に相談の上、先発品から後発品（ジェネリック医薬品）に変更するなど、医薬材料費の縮減に努めました。	現状維持	引き続き、小児救急医療拠点病院に指定されている独立行政法人国立病院機構三重病院との連携を図りながら、津地区医師会、久居一志地区医師会、津薬剤師会等の協力を得て、初期救急医療施設として、診療内容を充実させます。また、医薬品等の見直しを行い医薬材料費の縮減に努めます。

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成29年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成30年度以降の事業の方向性	所見
地域医療推進室	久居休日応急診療所管理運営事業	初期救急医療体制の構築を図るべく医療機関の診療時間外の休日における市民の急病に対応する応急診療を行い、市民の安心、安全に寄与します。	久居応急診療所受診者数（診療所利用者数）	救急医療事業の成果指標の項で、初期救急医療施設（こども応急クリニック・休日デンタルクリニック、久居休日応急診療所、応急クリニック）の利用度を高めることで二次救急医療施設の医療負担を軽減し、初期から三次救急までのそれぞれの役割分担が明確となるという考え方から、初期救急医療施設の利用者（利用者）を指標としたところですので、診療所事業においても同様に受診者の伸びを成果指標とします。	1,000人	1,446人		応急クリニックの昼間の診療開始により、久居応急診療所の昼間の受診者が、応急クリニックと久居応急診療所に分散され、利用者が305人減少したと考えられます。	4	津地区医師会、久居一志地区医師会、津薬剤師会等の協力のもと、成人を対象とした休日昼間の応急診療を実施し、急な発熱や腹痛などの軽症受診者に医療を提供することができました。また処方薬について、管理医師、薬剤師等に相談の上、先発品から後発品（ジェネリック医薬品）に変更するなど、医薬材料費の縮減に努めました。	現状維持	津市応急診療所整備検討会から久居休日応急診療所については、継続されることが望ましいとの提言も受けたことから、津市応急クリニック開設後における津市応急診療所の受診者数の動向等を確認しながら、当面は継続して運営してまいります。また、医薬品等の見直しを行い、医薬材料費の縮減に努めます。
地域医療推進室	応急クリニック管理運営事業	毎夜間と祝・休日の昼間における成人の急病に対応する応急診療を行い、初期救急患者が受診し医療業務が過重となり疲弊が著しい二次救急病院の負担を軽減することで、救急搬送など重篤時の医療を確立し、市民の安全に寄与します。	津市応急クリニック受診者数（診療所利用者数）	救急医療事業の成果指標の項で、初期救急医療施設（こども応急クリニック・休日デンタルクリニック、久居休日応急診療所、応急クリニック）の利用度を高めることで二次救急医療施設の医療負担を軽減し、初期から三次救急までのそれぞれの役割分担が明確となるという考え方から、初期救急医療施設の利用者（利用者）を指標としたところですので、診療所事業においても同様に受診者の伸びを成果指標とします。	3,900人	5,417人		毎夜間の診療に加え祝・休日の昼間の診療を開始したこと、また、例年よりもインフルエンザが長期継続して流行したため、受診者数が2,645人増加しました。	4	津地区医師会や久居一志地区医師会、津薬剤師会等の協力のもと、平成29年4月1日より毎夜間に加えて新たに休日等の昼間の診療も開始したことにより、急な発熱や腹痛などの軽症患者に医療を提供するとともに、連休や年末年始、インフルエンザ等の流行期における患者の急増に対応することができました。	現状維持	二次救急医療機関との連携を図り、津地区医師会、久居一志地区医師会、津薬剤師会等の協力を得て、初期救急医療施設として、診療内容を充実させます。また、医薬品等の見直しを行い医薬材料費の縮減に努めます。